

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：防災マップ)

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び庄原市の防災マップによると、当商工会本所が立地する庄原市東城町の川東地区及び川西地区でも洪水の発生が予測されている。状況によっては人命に関わる深刻な被害を及ぼすことが懸念される。

- ・洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

- ・庄原市防災マップ

http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/cat10/cat2/cat6/post_372.html

(土砂災害：防災マップ)

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び庄原市の防災マップによると、当商工会管内は中国山地の概ね中央に位置し、土地が急峻で平地が少ないため、土砂災害警戒区域が広く存在している。

- ・土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

- ・庄原市防災マップ

http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/cat10/cat2/cat6/post_372.html

(地震：J-SHIS)

文部科学省地震調査研究推進本部ホームページの「広島県の地震活動の特徴」によると、南海トラフで発生する地震については、マグニチュード8～9の規模の地震が30年以内に発生する確率は70～80%とされており、安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する地震についても、マグニチュード6.7～7.4の規模の地震が30年以内に発生する確率は40%程度とされている。

- ・地震調査研究推進本部（文部科学省）「広島県の地震活動の特徴」

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_chugoku-shikoku/p34_hiroshima/

- ・地震調査研究推進本部（文部科学省）「南海トラフで発生する地震」

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/

- ・庄原市地域防災計画（震災対策編）

http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/2020/07/bousaikeikaku_rewia2shinsaitaisaku.pdf

(その他)

「庄原市地域防災計画（基本編）」で想定されている災害のうち、「雪害」については、大雪による交通機関の麻痺や雪崩等の直接被害が想定される。「林野火災」については、市の面積の84%が山林で占められていることに加え、急傾斜地が多い上に笹等の植物の繁茂が著しいため、一度、山火事が発生すると、消火活動も極めて困難となり、大規模火災となる恐れがある。

- ・庄原市地域防災計画（基本編）

http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/2020/07/bousaikeikaku_rewia2kihon.pdf

(2) 商工業者の状況

1) 事業所数

【表1 東城町商工会の商工業者数等】

(商工会実態調査より)

	平成22年	令和2年4月1日	対比	減少数
商工業者数	602	529	87.8%	73
小規模事業者数	472	406	86.0%	66
会員数	355	270	76.1%	85

当会地域では、【表1】のように、商工業者数は10年間で73件減少している。商工業者減少数73のうち、小規模事業者の減少が66件と特に多く、廃業の要因は様々であるものの、経営基盤の弱い小規模事業者から廃業に至っている傾向が読み取れる。

2) 会員事業所の業種別割合

【表2 業種別割合】

(商工会実態調査より)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	サービス業	その他	合計
R2 会員数	35	24	5	81	25	6	22	72	270
業種 割合	13.0%	8.9%	1.8%	30.0%	9.3%	2.2%	8.1%	26.7%	100%
H22 会員数	46	30	9	123	35	9	25	78	355
増減	-11	-6	-4	-42	-10	-3	-3	-6	-85

当会地域では、【表2】のように、「その他」の業種が最も多く、次いで小売業、建設業と続く。10年前と比較をすると、小売業の減少数が最も多く、地域に多数あった小売店の廃業が進んでいることが窺える。地域の高齢化が進む中、最寄りの小売店が閉店することで買い物弱者の利便性が失われており、災害時の対応にも影響を及ぼすことが危惧される。

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

・地域防災計画の改正

平成17年6月15日に「庄原市地域防災計画」を策定し、以降、県地域防災計画や国等の通知を踏まえた見直しに加え、平成22年の庄原ゲリラ豪雨や、平成30年7月豪雨災害など、大規模災害における課題への対応状況などを踏まえ、毎年改正を行っている。基本編と震災対策編の2編で構成されている。

・防災マップの作製配布

被害想定区域として「浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」を示しているほか、避難所や要配慮者利用施設などの情報をまとめて表示している。なお、県が新たに指定した土砂災害警戒区域等を踏まえ、令和元年度から新たな防災マップの作成を進めている。

・住民告知端末による情報発信

平成26年度から平成30年度にかけて、市内全域に光ファイバーを整備した。この光ファイバーを活用し、本市では住民福祉の向上に資するため「災害等に関する緊急事項」や「行政情報」等を迅速かつ確実に伝達する「住民告知放送」を実施している。

・災害協定の締結

本市では、大規模災害時等に迅速で的確な応急対策を行えるよう、他の地方公共団体や民間団体等と応援協定を締結している。

・庄原市業務継続計画の策定

大規模な災害の発生により、市の本庁舎やシステムや職員等の被災により、執務環境に制約が生じた場合であっても、適切に業務を執行できるよう、平成30年12月に「庄原市業務継続

計画」を策定。

- ・被災者等の生活再建

庄原市災害見舞金や被災者生活再建支援法による支援金の支給など、各種支援措置等に努める。

2) 当会の取り組み

- ・事業継続力強化計画策定の支援

事業継続力強化計画策定を支援。令和2年度において1件の計画が承認された。

- ・職員のスキルアップ

令和2年9月15日、広島県商工会連合会東部支所で事業継続力強化計画に関する研修会に職員を派遣し支援スキルの向上を図った。

- ・小規模事業者持続化補助金（被災地型）申請支援

平成30年7月豪雨災害を受けて、被害を受けた事業者に対して被災地型持続化補助金の申請を支援した。6件が採択となり、5件が計画通り事業を実施した。

- ・グループ補助金申請支援

平成30年7月豪雨災害を受けて、直接的な被害を受けた事業者の支援として実施されたグループ補助金の申請を支援。管内では5事業者が対象となり承認された。

- ・当会 BCP マニュアルの作製

令和2年10月に「東城町商工会 BCP マニュアル」を作成し、役職員に周知するとともに、非常時の連絡体制などの構築に着手した。

II. 課題

- ・協力体制の重要性を踏まえた、具体的な体制やマニュアルの徹底が不十分
- ・平時・緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員が不十分
- ・保険・共済に対する助言を行える人員が不十分

III. 目標

- ・管内事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・当会と当市との連絡体制を密にし、緊急時でも円滑な連絡調整ができるよう報告・連携ルートを構築する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援対象事業者	36	36	36	36	36
うち、BCP作成事業者数	10社以上	10社以上	10社以上	10社以上	10社以上

- ・発災後速やかに復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・自然災害等のリスクに対応した共済や保険制度に対する助言を行える人材を育成する。
- ・事業継続力について36社を支援する中で、BCP計画の作成が必要だと思われる事業者のうち、10以上の作成を支援することを目標とする。

【成果目標】

※支援事業者数は、伴走型小規模事業者支援推進事業による事業計画作成支援事業者数

※上記計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

平成30年7月豪雨災害等、近年日本各地で異常気象による災害が多発する中、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する必要がある。令和2年10月に策定した「東城町商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」との整合性を図り、発災時に混乱なく対応し応急対策等に取り組めるよう以下の取組みを行う。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会と当市が連携し、防災マップ等により事業所立地場所の自然災害等のリスクや、災害の影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、災害補償等の損害保険や共済への加入など）について、巡回指導時に説明する。
- ・当会や当市の広報・ホームページなどで、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに取り組む事業者の事例紹介などを行う。
- ・管内事業者に対し、事業者BCPの策定支援や効果的な訓練等について指導・助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、普及啓発セミナーや行政施策をはじめとする各種施策や保険制度の紹介等を含めた個別支援を実施する。

2) 関係団体との連携

- ・広島県商工会連合会及び広島県共済との連携により、共済制度等の普及啓発を進める。

3) フォローアップ

- ・年間10社以上のBCP作成事業者を目標とし、1社あたり年間4回以上のフォローアップを行う

【目標数値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BCP作成事業者数	10社以上	10社以上	10社以上	10社以上	10社以上
フォローアップ回数	40回以上	40回以上	40回以上	40回以上	40回以上

4) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の発生を仮定し、当市との連絡ルートの確認などを行う。
- ・当市や警察署・消防署など関係機関と連携して訓練の実施などを行う。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等の発災時は、人命救助を第一としたうえで、当会事業継続計画（BCPマニュアル）に基づき管内の被害状況を把握し、関係機関への連絡を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・当会事業継続計画（BCPマニュアル）に沿って、LINEWORKS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と庄原市で共有する。

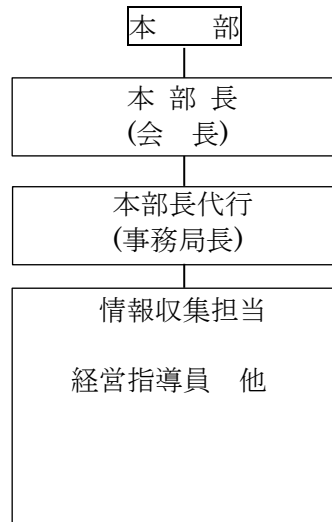
2) 応急対策の方針決定

- ・当会と庄原市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員の目視で命の危険を感じる場合は、出勤せず、職員自身が身を守る行動を取り、安全を

- 確保した後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、10日以内に情報共有する。
 - ・職員に対しての事務連絡は、次の非常時連絡網で、①LINEWORKS ②電話 ③メール等で情報伝達を行う。

【非常時連絡網（対策本部機構図）】

災害対策本部の組織図及び責任者



【災害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の10%程度の事務所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事務所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、状況が確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の1%程度の事務所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している ・地区内の0.1%程度の事務所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【本計画により、本会と庄原市は、以下の間隔で被害情報等を共有する】

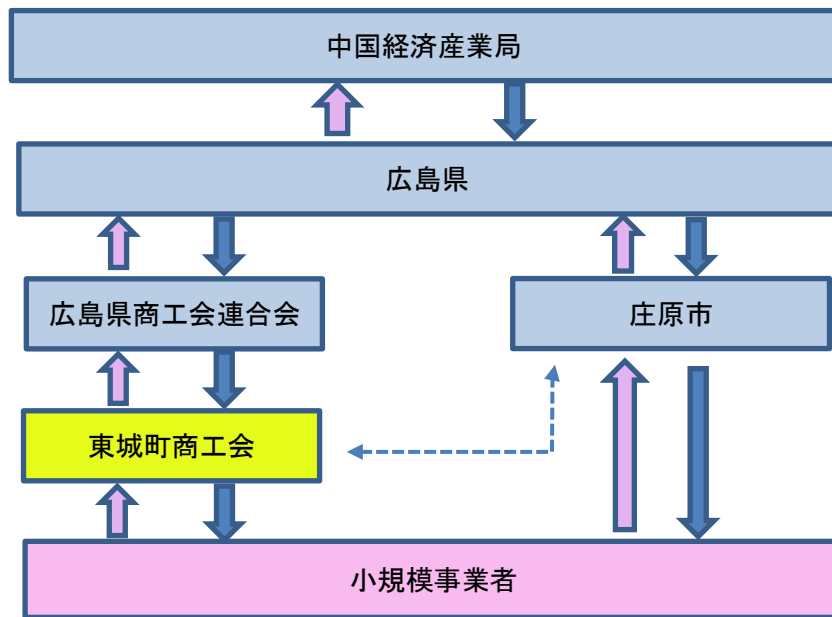
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法につ

いて、予め確認しておく。

- ・当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害情報報告システム」に入力した被害状況を活用し、庄原市の商工担当部署へ情報共有し、当市は県の商工担当部署へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



〈4. 緊急対応時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、庄原市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・緊急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、当市等の施策）について、地区内の小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・庄原市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や市町、広島県商工会連合会及び全国商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

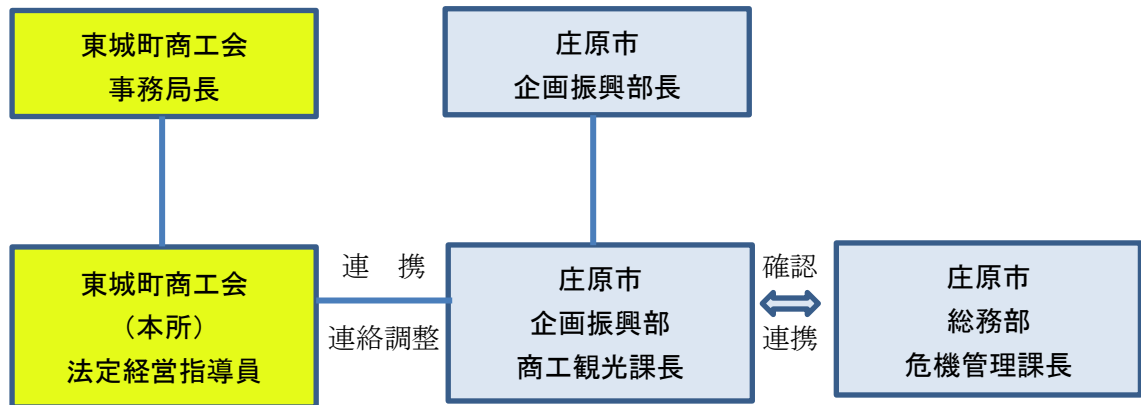
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 柳生年信 (東城町商工会 本 所: TEL 08477-2-0525)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

内容	手段	頻度
本計画の具体的な取り組みの企画や実行	定例会議	月1回
本事業の指導・助言・情報提供	巡回・窓口・セミナー	随時
本事業の進捗確認	委員会	年4回
本事業の見直し	委員会	年1回以上
庄原市との調整	委員会	年2回

(3) 商工会、関係市町連絡先

①商工会

東城町商工会 経営支援課
729-5121
広島県庄原市東城町川東 1175
TEL: 08477-2-0525 FAX: 08477-2-3129
E-mail tojyo@hint.or.jp

②関係市町

庄原市役所 企画振興部 商工観光課
727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10-1
TEL : 0824-73-1178 FAX : 0824-72-3322(代表)
E-mail : shobara@city.shobara.lg.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
必要な資金の額	500	500	500	500	500	500
・専門家派遣費	300	300	300	300	300	300
・委員会運営費	50	50	50	50	50	50
・パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50	50
・チラシ等郵送料	50	50	50	50	50	50
・備蓄等消耗品費	50	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載。

調達方法

- ①広島県「小規模事業指導費補助金」
- ②庄原市「商工会運営補助金」
- ③国補助金
- ④会費・手数料収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等